



市からの連絡帳

届け出・税・年金

住民基本台帳ネットワークシステムの停止

システム通信機器の入れ替えのため、11月22日(金)は住民基本台帳ネットワークシステムを使用したサービスが停止します。ご理解とご協力をお願いします。

□停止するサービス

住民基本台帳カードに関する全ての手続き、公的個人認証サービスの電子証明書の発行および更新、広域交付住民票の交付

- ◆市民課 田(☎042-460-9820) 保(☎042-438-4020)

償却資産申告書を送付します

事業用資産を所有している方に、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している資産について申告していただいています。平成26年度の償却資産申告書を12月上旬までにお送りしますので、事務処理の都合上、平成26年1月20日(月)までに申告してください。

事業用資産を所有している方で、申告書が届かない場合は、資産税課へご連絡ください。また、申告書を直接持参する場合は、資産税課(田無庁舎4階)へお越しください。

※地方税法第383条による申告期限は、「1月31日まで」となっています。

- ◆資産税課 田(☎042-460-9830)

年金受給者の「扶養親族等申告書」は期限までに提出を

老齢年金は、その年に支払いを受ける年金額が一定額以上の場合、各支払月に支払われる額から所得税が源泉徴収されます。

□源泉徴収の対象

- ①65歳未満の方…年金額が108万円以上
 - ②65歳以上の方…年金額が158万円以上
- ※上記①・②の額より少ない方は源泉徴収されません。

配偶者控除や扶養控除などの各種控除を受けるためには、毎年「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」のはがきの提出が必要です。申告書のはがきは、11月上旬に日本年金機構から対象者へ送付されます。

申告書の提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合があります。提出期限の12月2日(月)までに必ず郵送してください。

※源泉徴収の対象とならない方には、はがきは送付されません。

- 田 武蔵野年金事務所 (☎0422-56-1411)

- ◆ねんきんダイヤル (☎0570-05-1165)

※050または070から始まる電話で掛ける場合(☎03-6700-1165)

- ◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

文化・スポーツ

平成26年度のスポーツ施設利用の事前申請

市内で活動するスポーツ団体などが主催する、広く市民を対象としたスポーツ

大会などに対して、施設利用の事前申請を受け付けます。

12月10日(火)以降に、各施設の空き状況をスポーツセンターへ確認のうえ、申請してください。利用決定は、受け付け締め切り後、2週間～1カ月程度となります。

□受付期間 12月10日(火)～25日(水)

※先着順ではありません。

※期間終了後は、平成26年1月21日(火)以降先着順で随時受け付けます。

□提出書類 ①事前申請願 ②事業の要項 ③事業の収支見積書(参加料を徴収する場合のみ) ④団体の平成25年度事業報告書(申請時の予定で可) ⑤団体の平成25年度決算書(申請時の見込みで可。会計担当者の署名・押印(朱印)があるもの)

※社会教育団体および青少年健全育成団体の認定を受けている団体は、④・⑤を除く。

※詳細は、下記へお問い合わせください。

- 田 スポーツセンター (☎042-425-0505)

- ◆スポーツ振興課 保(☎042-438-4081)

平成26年度「きらっと」文化活動団体を対象とした事前調整会議

平成26年度に南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」で展示会などを行う文化活動団体を対象に、調整会議を行います。

時 11月26日(火)午後6時30分～

場 きらっと

- 田 スポーツセンター (☎042-425-0505)

- ◆スポーツ振興課 保(☎042-438-4081)

市民協働推進センターゆめこらぼの臨時休館

インギルの電気工事に伴い、11月23日(祝)は終日、「市民協働推進センターゆめこらぼ」が休館となります(荒天の場合は順延)。

ご理解とご協力をお願いします。

- 田 市民協働推進センター (☎042-497-6950)

- ◆協働コミュニティ課 保(☎042-438-4046)

くらし

公共下水道への切り替えを

現在、市内のほぼ全域で公共下水道(汚水処理)の利用ができます。トイレが水洗であっても浄化槽を利用していると、洗濯や流しなどの汚水は直接河川に流れ込み、悪臭・汚濁の原因となります。

浄化槽・くみ取り便所を利用している場合は、遅滞なく公共下水道に接続することが法律で義務付けられています。早い時期に公共下水道へ切り替えをお願いします。

□切り替え工事 市の指定下水道工事店(市HPで確認できます)を通じてお申し込みください。

- ◆下水道課 保(☎042-438-4058)



河川の環境を守りましょう

各種サービスが停止します

市役所の電気設備点検に伴い、11月24日(日)は終日、各種サービスが停止します。

ご理解とご協力をお願いします。

◆公共施設予約管理システム

□利用できないサービス

- ◇すべてのロビー端末
 - ◇有料施設の入金
 - ◇メール配信サービス
- ※有料施設を利用する方は、11月23日(祝)までに、祝日が休館日または窓口受付を行っていない有料施設は、11月22日(金)までに入金をお願いします。

- ◆情報推進課 田(☎042-460-9806)

◆市ホームページ(一部機能)

□利用できないサービス

- ◇アンケート
- ◇パブリックコメント(市民意見提出手続き)
- ◇電子会議室

□停止時間

午前8時～午後6時(予定)
※当日の作業状況により時間が前後する場合があります。

- ◆秘書広報課 田(☎042-460-9804)

◆住民票等自動交付機

田無庁舎・保谷庁舎、ひばりヶ丘駅前出張所・柳沢公民館・芝久保公民館・保谷駅前公民館・東伏見ふれあいプラザにある全ての住民票等自動交付機

- ◆市民課 田(☎042-460-9820) 保(☎042-438-4020)

ひとり親家庭等医療費助成制度

この制度は、18歳になる年度(3月31日)までの児童、および20歳未満の障害のある児童がいるひとり親家庭やそれに準ずる家庭に対して、保険診療でかかった医療費の自己負担分を助成する制度です。

◆新規申請

田 下記のいずれかに該当する児童を扶養(監護かつ生計維持)する父・母・養育者

- ①父母が離婚した児童 ②婚姻によらず出生し父の扶養を受けない児童 ③父または母に1年以上遺棄されている児童 ④父または母が、死亡・重度障害・1年以上の拘禁・生死不明である児童 ⑤父または母が、DVにより裁判所からの保護命令を受けている児童

□所得制限限度額

①所得限度額		
扶養人数	本人	扶養義務者・配偶者・孤児の養育者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	344万円	388万円
②所得限度額への加算		
以降1人増すごと	38万円	38万円
老人扶養親族1人につき	10万円	(2人目から)6万円
特定扶養親族または19歳未満の控除対象扶養親族1人につき	15万円	0

□申請書類

- ①申請書 ②加入保険証の写し ③戸籍謄本 ④市内へ転入された方は、「課税・非課税証明書」(扶養人数、各種控除額、課税状況などが記載されているもの。必要年度についてはお問い合わせください) ⑤「身体障害者手帳」または「愛の手帳」(お持ちの方) ⑥印鑑
- ※児童扶養手当または育成手当現況提出時に②～⑤の書類を提出済みの方は、今回の提出を省略できます。

□提出先

子育て支援課(田無庁舎1階)

□助成対象外

- 次のいずれかに当てはまる方は、助成対象になりません。
- ◇医療保険に未加入
- ◇申請者または扶養義務者の所得(養

育費含む)が制限額(下表)以上

◇生活保護を受けている

◇医療費の自己負担分のない施設に入所している

- ◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

現況届(更新手続き)の提出を

ひとり親家庭などの医療費助成制度をご利用の方に、10月下旬、現況届をお送りしました。平成26年(1月1日～12月31日)の医療証の交付を受けるには、現況届による更新手続きが必要です。

受給資格があっても現況届がないと医療証が発行されませんので、必ず提出してください。

- ◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

③所得限度額から控除できるもの・額

種別	本人	受給者(養育者)・配偶者・扶養義務者
社会保険料相当額(一律)	8万円	8万円
障害・勤労学生控除	27万円	27万円
特別障害者控除	40万円	40万円
寡婦(寡夫)控除	0	27万円
寡婦特別加算控除	0	8万円
雑損、医療費、配偶者特別、小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額

※所得とは、給与所得者の方は給与所得控除後の金額、確定申告の方は収入額から必要経費を差し引いた額をいいます。

※離婚などで養育費を受け取っている方は、受け取った養育費の8割を所得に加算します。